

## 独立監査人の監査報告書

平成 23 年 5 月 27 日

日本公認会計士協会

会長 山崎 彰 三 殿

優成監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 善孝 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 渡邊 芳樹 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鶴見 寛 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、日本公認会計士協会の平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの第 45 事業年度の収支計算書並びに財務諸表、すなわち、貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 当監査法人は、収支計算書が、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成 17 年 3 月 23 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に従って、日本公認会計士協会の第 45 事業年度の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 当監査法人は、財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、日本公認会計士協会の当該財務諸表に係る期間の財産、正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日本公認会計士協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

私たちは、会則第84条第9項の規定に基づき、日本公認会計士協会の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第45事業年度における会務の執行及び財務につき監査を実施した。

私たちは、監査を実施するに当たり、理事会その他重要な会議に出席したほか、監査上の重要性を勘案し、役員から会務執行の状況、各部門責任者等から業務処理の状況を聴取するとともに、重要な決裁書類及び文書の閲覧、証憑書類の査閲等私たちが必要と認めた監査手続を実施した。

収支計算書及び財務諸表の監査については、会則第84条第9項ただし書きの規定に基づき、会計監査人に委任されていることから、私たちは会計監査人の監査に立会うとともに、会計監査人から報告又は説明を受け、その実施状況等を検討した結果、会計監査人である優成監査法人の監査の方法及び結果は、相当と認める。

地域会における業務の執行及び財務については、会則第110条第5項の規定に基づき各地域会の監事によって監査されていることから、当該地域会の監事の監査に依拠することとし、適宜、会務執行の状況に関する質問、証憑書類の査閲等を実施するとともに、当該監査報告書の写し及び監査実施概要書を手し、その実施状況等を検討した。

以上の結果、会務の執行及び財務については、指摘すべき重大な事実はないものと認める。

平成23年6月7日

監事 尾内正道 ⑩

監事 岸田雅雄 ⑩

監事 中務裕之 ⑩

監事 森川潤一 ⑩